

第158号 令和5年度長崎市一般会計補正予算（第9号）

【目次】 ページ

債務負担行為補正

野母崎高浜海岸交流施設指定管理	2
有害鳥獣対策相談等委託	4
漁業資金利子補給（赤潮）	10

第11款 災害復旧費

11-1-1 農業用施設災害復旧費（繰越明許費補正）	14
----------------------------	----

水産農林部

令和5年12月

債務負担行為補正		期 間	限 度 額 (設 定 額)
第4表 ページ	事 項		
11	野母崎高浜海岸交流施設指定管理	令和6年度から 令和10年度まで	千円 74,620

## 1 債務負担行為の目的

長崎市野母崎高浜海岸交流施設の管理において、株式会社 t o i t o i t o i を指定管理者として指定するにあたり、指定期間である令和6年度から令和10年度までの委託に係る経費について、債務負担行為の設定を行うもの。

## 2 債務負担行為限度額の内訳

### (1) 限度額の年度内訳

(単位：千円)

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	合計
14,924	14,924	14,924	14,924	14,924	74,620

## 2 債務負担行為限度額の内訳

### (2) 限度額の積算内訳（年間運営経費）

（単位：千円）

		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	合計
支出	人件費	9,879	9,879	10,141	10,272	10,649	50,820
	需用費	2,795	2,780	2,780	2,780	2,830	13,965
	役務費	1,035	1,035	1,028	997	1,405	5,500
	委託料	2,370	2,825	2,570	2,470	2,470	12,705
	その他	1,620	1,620	1,620	1,620	1,620	8,100
	合計（A）	17,699	18,139	18,139	18,139	18,974	91,090
収入 （利用料金 収入）	施設利用料	2,240	2,550	2,550	2,550	3,185	13,075
	附属設備利用料	535	665	665	665	865	3,395
	合計（B）	2,775	3,215	3,215	3,215	4,050	16,470
市所要額（A－B）		14,924	14,924	14,924	14,924	14,924	74,620

## 3 財源内訳

事業費	財源内訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
千円	千円	千円	千円	千円	千円
74,620	-	-	-	-	74,620

債務負担行為補正		期 間	限度額 (設定額)
第4表 ページ	事 項		
11	有害鳥獣対策相談等委託	令和6年度から 令和8年度まで	千円 96,972

## 1 事業概要

イノシシ・シカ等の有害鳥獣対策としては、防護対策、棲み分け対策（有害鳥獣が出没しにくい環境整備）、捕獲対策の3対策を実施するとともに、地域住民が連携した地域ぐるみの取組みを推進している。

平成27年度からは、有害鳥獣対策相談等業務を専門業者に委託することで、相談受付から迅速な現地調査、各種被害対策のコンサルティング及び地域ぐるみの対策の推進等を実施している。

これまでの被害相談対応及び対策コンサルティング等から、農業者や自治会の自主防衛意識が高まり、防護柵設置の積極的な取組み、地域ぐるみの捕獲隊の設立や捕獲数の増加などにつながっている。

しかしながら、有害鳥獣に関する相談件数は高止まりの状況で、農作物被害が減少する一方で生活環境被害は増加傾向にあり、相談内容も多様化していることから、さらに効果的な被害対策に取り組み市民の安全安心につなげる必要があるため、令和6年度から令和8年度にかけて債務負担行為を設定するもの。

## 2 事業内容

(1) 委託内容 予算額 32,324千円／年 年間労働時間約12,000時間（人数6.4人） 相談件数約1,430件

- ① 農業者及び市民からの被害相談受付及び被害状況等調査並びに対策業務 (約560件／年)
- ② 地域ぐるみによる有害鳥獣対策への対応業務 (約80件／年)
- ③ 被害防止用資材貸与に係る現地調査、申請受付、資材受渡及び設置等確認業務 (約550件／年)
- ④ 捕獲技術向上のためのコンサルティング業務
- ⑤ 農業者等が捕獲した有害鳥獣の止め刺し指導業務 (約240件／年)
- ⑥ 有害鳥獣による被害調査のデータ整理及び被害マップの作成業務
- ⑦ 長崎市有害鳥獣対策協議会等との連携
- ⑧ その他必要な業務（全体の業務管理・調査報告書作成等）

### 3 財源内訳

事業費	財源内訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
千円	千円	千円	千円	千円	千円
96,972	—	—	—	—	96,972

※ 年間委託金額 32,324千円

※ 有害鳥獣駆除に要する経費として、特別交付税の対象経費（交付率8割）

### 4 参考

#### (1) 有害鳥獣対策相談等委託 スケジュール

	R5.12	R6.1	R6.2	R6.3	R6.4
令和5年12月議会	←→				
入札準備		←→			
開札・契約業者決定			●		
契約				●	
業務準備				→	
新契約業者履行開始					→

### (2) 有害鳥獣対策相談等の主な状況

#### ●被害相談対応

- 被害相談受付
- 現地調査
- 侵入経路の調査
- 対策の検討・指導



有害鳥獣に関する相談件数 R2 1,470件 → R4 1,160件

#### ●防護対策検討・貸与事業関係業務

- 対策の指導（防護・捕獲・忌避等）
- 被害防止資材の事業紹介
- 設置ルート等の指導
- 貸与事業調査、現地確認



被害防止資材の貸与実績 R2～R4年平均 約44km・338件（内訳：農作物被害関連252件 生活環境被害関連86件）

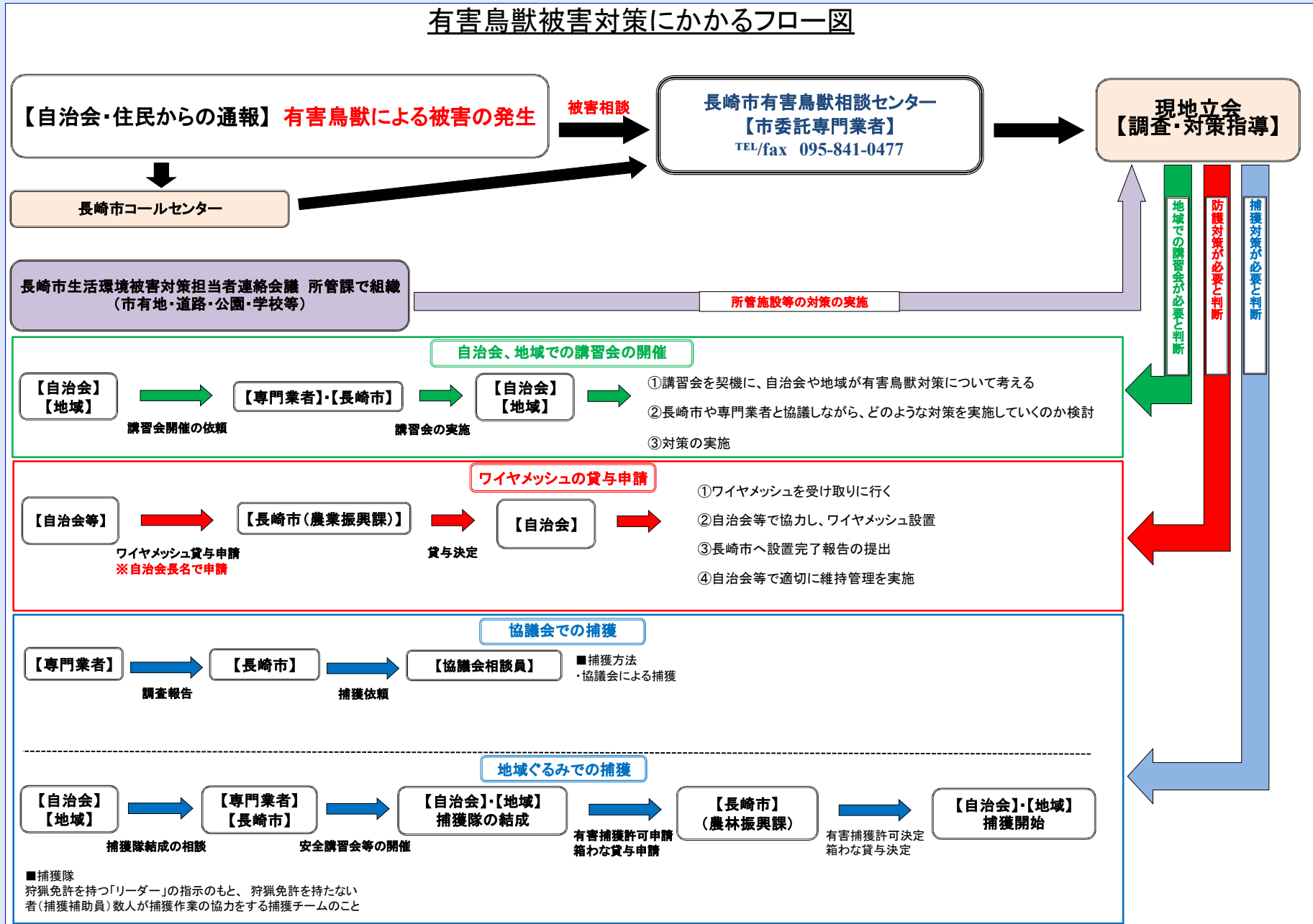
#### ●地域講習会・捕獲技術向上コンサルティング

- 地域勉強会の開催
- 地域ぐるみの捕獲隊結成への誘導
- 安全講習会の実施
- 捕獲技術指導



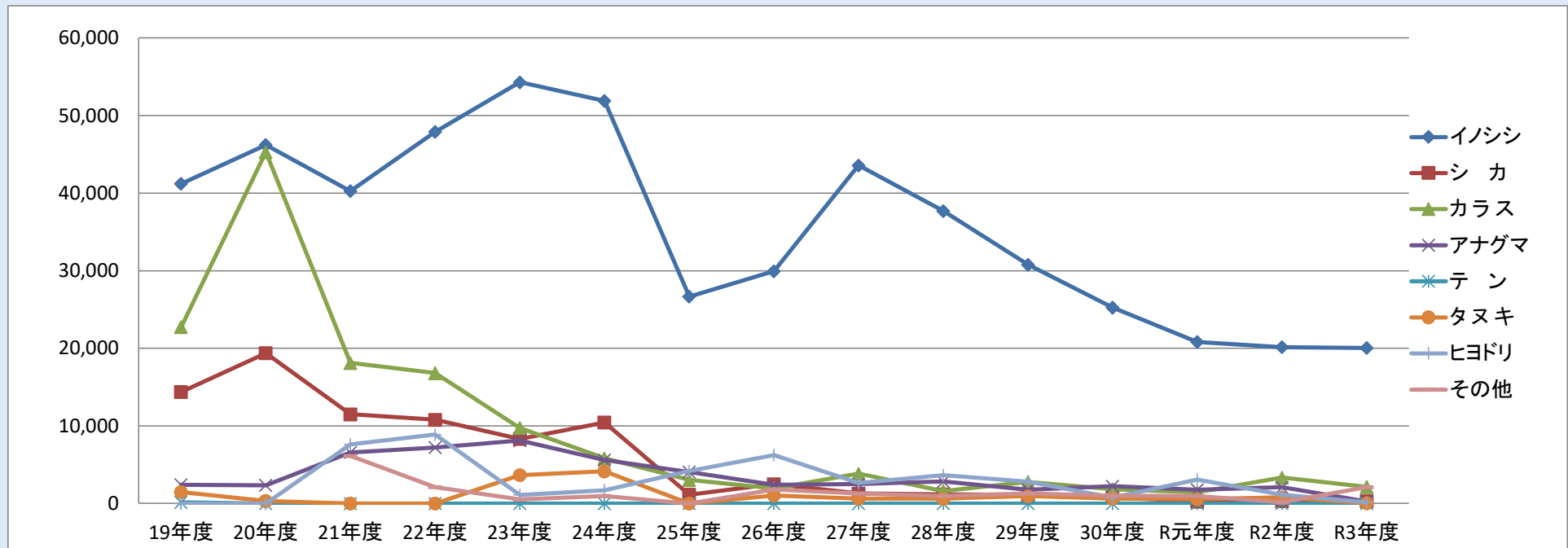
捕獲隊の設立数 R2～R4年平均 10団体 累計123団体（R4年度末時点）（約4割が生活環境被害関連）  
令和元年度以降、捕獲隊によるイノシシの捕獲頭数は1,000頭超

(3) 有害鳥獣対策体制



(4) 有害鳥獣による農作物被害金額

単位：千円



(5) 有害鳥獣に関する相談件数

単位：件

内 容	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
農業被害	216	208	348	313	462	420	185	472	471	562	427	282
生活被害	511	435	369	467	415	585	511	626	620	908	847	878
計	727	643	717	780	877	1,005	696	1,098	1,091	1,470	1,274	1,160



## 4 参 考

### (6) 有害鳥獣の捕獲実績

単位：頭、羽

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
イノシシ	3,828	3,925	5,318	4,075	4,340
シカ	1,017	881	859	1,132	771
カラス	1,151	1,561	1,489	1,419	1,541
アナグマ等	531	401	557	544	605

### (7) 地域ぐるみの捕獲隊の結成実績

単位：団体、頭

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
組織数 (団体)	農業被害関連	4	3	10	2	1
	生活環境被害関連	3	2	5	8	5
	合計	7	5	15	10	6
捕獲頭数実績 (頭)	イノシシ	907	1,027	1,717	1,156	1,145
	シカ	109	91	53	58	27

令和4年度末 捕獲隊結成数 123団体（農業被害関連 74団体、生活環境被害関連 49団体）

### (8) 被害防止資材の貸与実績

単位：m、基

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
ワイヤーメッシュ(m)	41,494	38,297	38,975	57,385	35,699
電気牧柵器(基)	10	1	7	4	6
防止ネット(m)	0	0	0	0	0
箱わな・小型捕獲器(基)	232	294	333	347	355

債務負担行為補正		期 間	限度額 (設定額)
第4表 ページ	事 項		
11	漁業資金利子補給(赤潮)	令和6年度から 令和21年度まで	千円 43,370

## 1 現 状

令和5年8月に橘湾で発生した赤潮(カレニア・ミキモトイ)によって、長崎市たちばな漁業協同組合の養殖業者8者が飼育するトラフグ、シマアジ、マダイなどの養殖魚の7割がへい死するなど、長崎市において過去に類を見ない規模の被害が発生した。

現在、赤潮被害に伴う緊急対策支援として、代替魚の導入を順次行っているところであり、事業再開・産地の継続に取り組んでいるところである。

### 【被害状況】 (令和5年10月末現在)

- ・ 飼育尾数 約 100万尾
- ・ へい死尾数 約 70万尾
- ・ 被害金額 約 8.5億円

### 【代替魚の導入状況】 (令和5年10月末現在)

- ・ 導入計画 約 30万尾
- ・ 導入尾数 約 17万尾

※導入計画には令和6年度導入予定の導入尾数を含まず

## 2 債務負担行為補正の理由

既存債務の借り換え及び養殖経営の維持・継続に必要な新たに借り入れる資金については、令和5年9月議会において、無利子で借り入れができるよう利子補給について議決を受けたものであるが、その後の貸付基準金利の上昇により既設定の債務負担に不足が生じることから増額補正するもの。

また、12月に貸付を予定していたが、一部の貸付時期が1月以降にずれ込む予定であることから、債務負担の期間を1年間延長するもの。

### 3 事業概要

#### (1) 漁業制度資金の利子補給（無利子化）

ア 補助対象者：赤潮被害を受けた養殖業者（補助金交付先：九州信用漁業協同組合連合会）

イ 事業内容：既存債務の借り換えに必要な資金（漁業経営維持安定資金）及び養殖経営の維持・継続に必要な新たに借り入れる資金（沿岸漁業等振興資金）の利子に対する支援

ウ 補正後の利率：漁業者の負担軽減のため無利子により貸し付けを行うため、金利上昇分については当初の利率割合（1.25%：0.80%）により県市で負担するもの

エ 総事業費

		補正前		補正後	
資金名		漁業経営維持安定資金	沿岸漁業等振興資金	漁業経営維持安定資金	沿岸漁業等振興資金
融資額		1,026,457千円	200,000千円	1,026,457千円	200,000千円
基準金利		2.05%	2.05%	2.85%	2.85%
支援内容	県	利率 1.25%	利率 1.25%	利率 1.74%	利率 1.74%
	市	利率 0.80%	利率 0.80%	利率 1.11%	利率 1.11%
	事業者	—	—	—	—
償還期間		15年（据置3年）	15年（据置3年）	15年（据置3年）	15年（据置3年）
支援期間		15年	15年	15年	15年
15年間累計		73,881千円	14,400千円	110,182千円	21,469千円
計		88,281千円①		131,651千円②	
補正額		② - ① = 43,370千円			

※基準金利は11月20日の改定時点で2.45%であるが、今後3月までに2.85%（月に0.1%）まで上昇すると見込んで算出

#### 4 債務負担行為

債務負担行為		期 間	補正前	補正後	差額 (千円)
ページ	事 項		支出予定額 (千円)		
54~55	漁業資金利子補給 (赤潮)	令和6年度	9, 8 1 2	1 3, 6 5 2	3, 8 4 0
		令和7年度	9, 8 1 2	1 3, 6 1 4	3, 8 0 2
		令和8年度	9, 8 1 2	1 3, 6 1 4	3, 8 0 2
		令和9年度	9, 4 0 0	1 3, 6 1 4	4, 2 1 4
		令和10年度	8, 5 8 4	1 2, 7 0 0	4, 1 1 6
		令和11年度	7, 7 6 6	1 1, 5 2 9	3, 7 6 3
		令和12年度	6, 9 4 7	1 0, 3 9 4	3, 4 4 7
		令和13年度	6, 1 3 0	9, 2 6 0	3, 1 3 0
		令和14年度	5, 3 1 4	8, 1 5 0	2, 8 3 6
		令和15年度	4, 4 9 4	6, 9 9 1	2, 4 9 7
		令和16年度	3, 6 7 7	5, 8 5 6	2, 1 7 9
		令和17年度	2, 8 6 0	4, 7 2 2	1, 8 6 2
		令和18年度	2, 0 4 2	3, 6 0 0	1, 5 5 8
		令和19年度	1, 2 2 4	2, 4 5 3	1, 2 2 9
		令和20年度	4 0 7	1, 3 1 8	9 1 1
		令和21年度		1 8 4	1 8 4
	合計	8 8, 2 8 1	1 3 1, 6 5 1	4 3, 3 7 0	

## 5 財源内訳

区分	事業費	財源内訳			
		国庫支出金	県支出金	その他	一般財源
補正前の額	千円 88,281	千円 —	千円 —	千円 —	千円 88,281
補正額	千円 43,370	千円 —	千円 —	千円 —	千円 43,370
補正後の額	千円 131,651	千円 —	千円 —	千円 —	千円 131,651

予算説明書【繰越明許費】				事業名	繰越明許額
ページ	款	項	目		
50～51	11 災害復旧費	1 農林水産施設 災害復旧費	1 農業用施設 災害復旧費	【補助】農業用施設災害復旧費 現年度災害分	千円 9,500

## 1 繰越理由

令和5年6月から7月にかけての梅雨前線豪雨に伴う農地及び農道の災害復旧工事について、災害査定が10月に実施されたものの、その後の補助金交付手続きも所要の期間を要するもので、年度内に工事の完成が見込めない状況であるため、予算を翌年度に繰り越そうとするもの。

【参考】最大24時間雨量 令和5年6月30日から7月1日

畦別当観測所 93mm 北浦観測所 82mm

## 2 事業内容

### 災害復旧工事

#### 農地

北浦町	(のり面崩壊 L=4m)	ブロック積み復旧 A=10m <sup>2</sup>	1,	280千円
三ツ山町	(のり面崩壊 L=5m)	ブロック積み復旧 A=15m <sup>2</sup>	1,	460千円
			小計	2,740千円

#### 農道

太田尾町農道	(のり面崩壊 L=6m)	ブロック積み復旧 A=14m <sup>2</sup>	1,	520千円
農道飯香浦上線	(のり面崩壊 L=7m)	ブロック積み復旧 A=27m <sup>2</sup>	2,	740千円
茂木町農道	(のり面崩壊 L=8m)	ブロック積み復旧 A=25m <sup>2</sup>	2,	500千円
			小計	6,760千円
			合計	9,500千円

### 3 スケジュール

	R5. 6	R5. 7	R5. 8	R5. 9	R5. 10	R5. 11	R5. 12	R6. 1	R6. 2	～	R6. 9
災害発生	●										
災害査定手続・査定		→			●						
増高申請 (準備含む)					→		●				
補助交付手続							→				
設計・入札手続								→			
工事										→	

### 4 事業費及び財源内訳

区分	事業費	財源内訳				
		国庫支出金	県支出金 ※1	地方債 ※2	その他	一般財源
予算現額	千円 20,000	千円 —	千円 12,250	千円 6,900	千円 300	千円 550
支出予定額	10,500	—	6,486	3,600	130	284
繰越明許額	9,500	—	5,764	3,300	170	266

※1 国庫支出金を県が受け県支出金として補助  
基本補助率 農地50%、農業用施設(農道等)65%

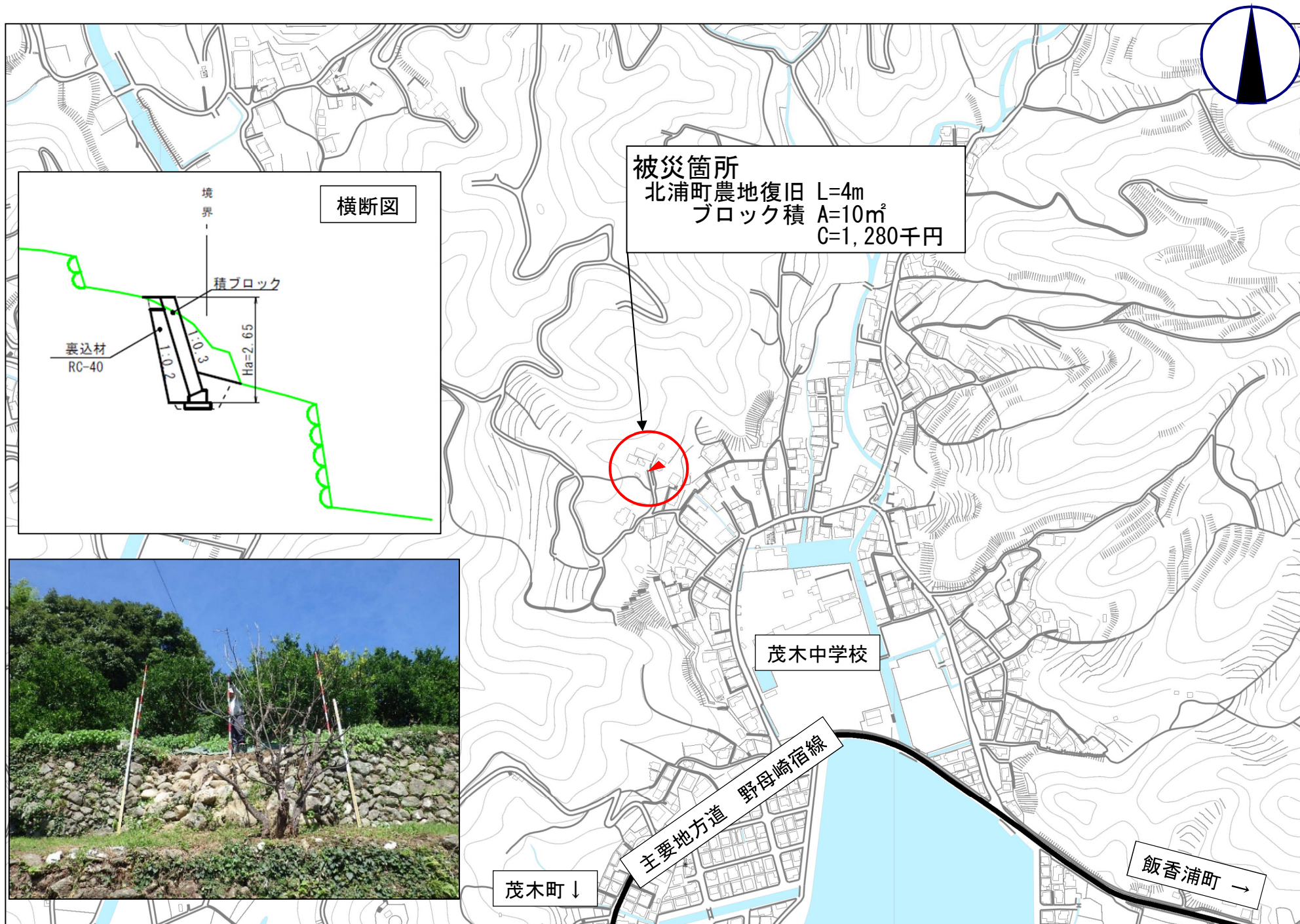
※2 補助・直轄災害復旧事業債(現年) 充当率90%(交付税措置率95%)

### 全体位置図

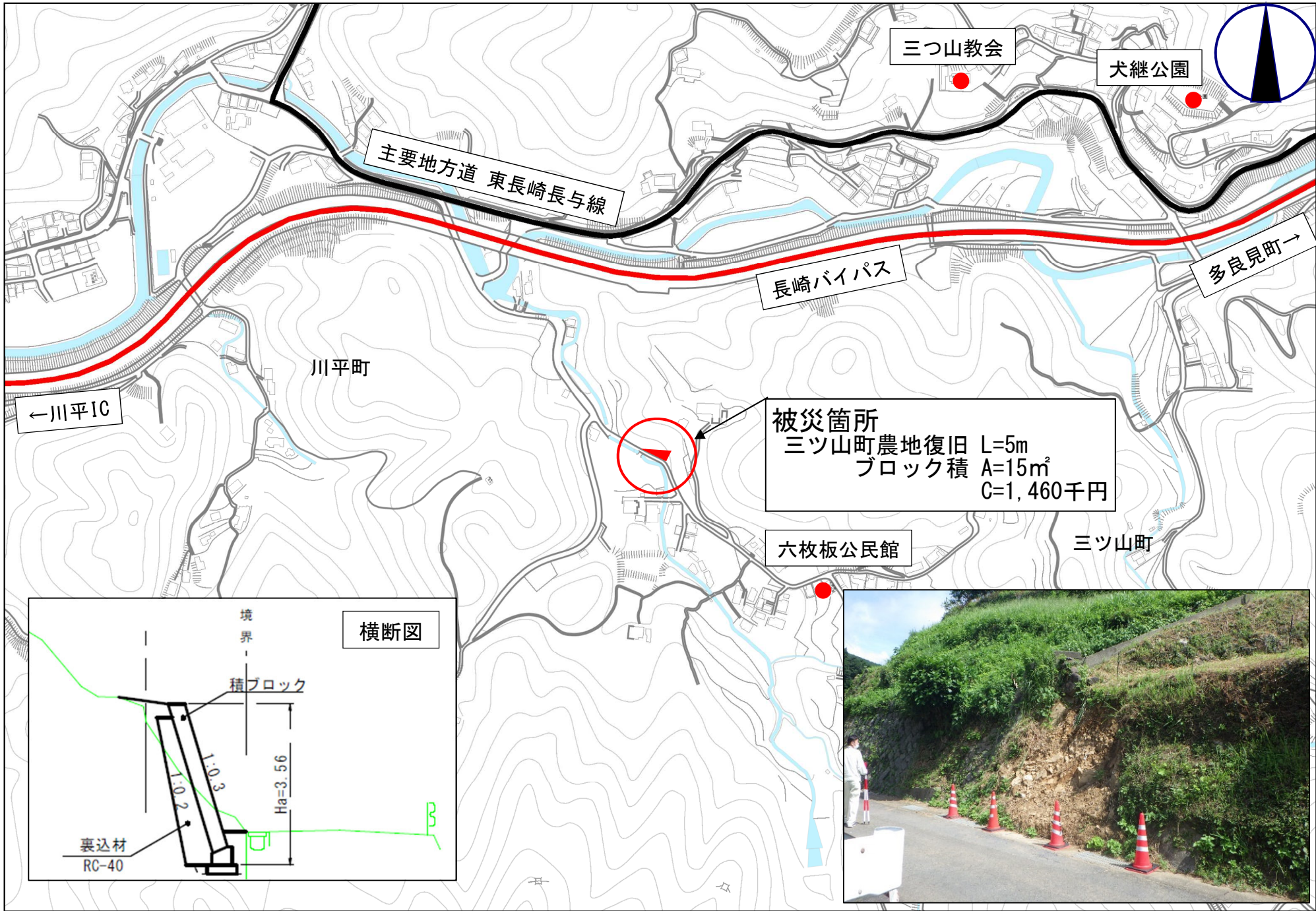




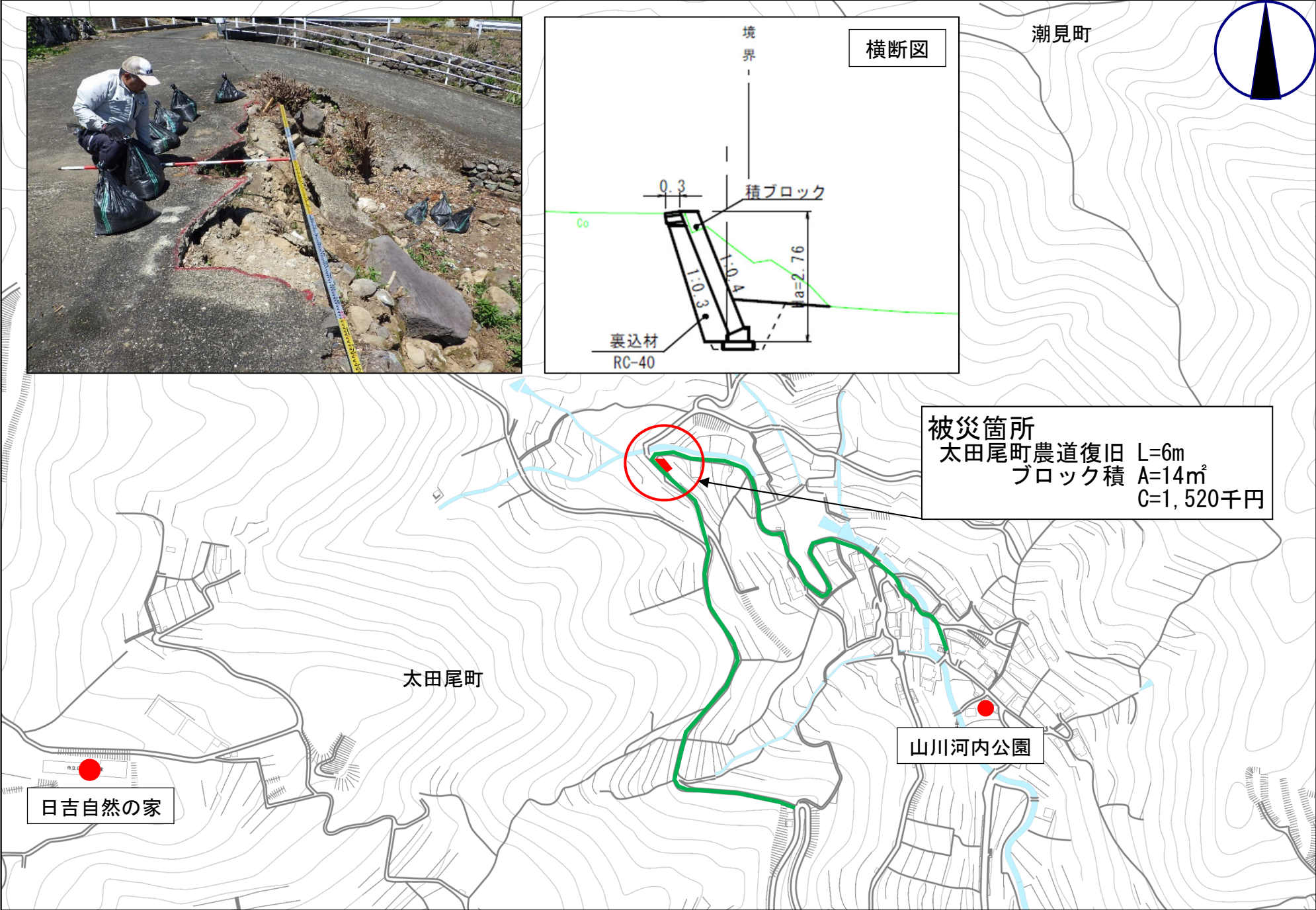
# 北浦町農地



# 三ツ山町農地

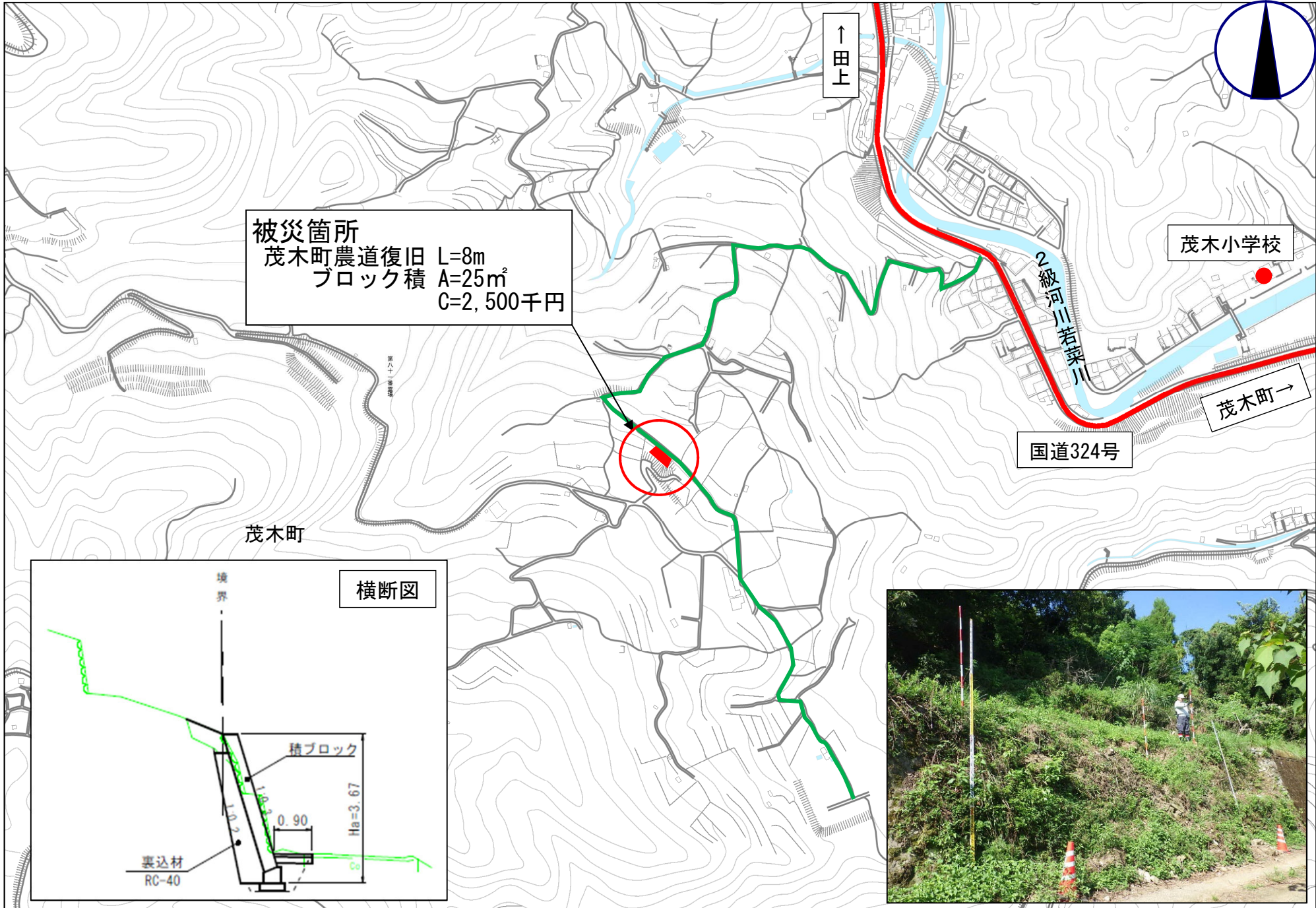


# 太田尾町農道





# 茂木町農道



## 災害復旧事業の概要

## 1 災害復旧事業の概要

- ①災害復旧事業：異常な自然現象により農地や農業用施設等に被害が発生した場合、原則として現計に復旧する事業
- ②農業用施設等：ため池や用排水路などのかんがい施設、農道、林道等の施設

## 2 異常な自然現象

異常な自然現象：暴風、洪水、高潮、津波、豪雨等

## 【豪雨の例】

- ・最大24時間雨量が80mm以上の降雨
- ・最大時間雨量が20mm以上の降雨

## 3 補助事業の概要

種別	採択基準		基本補助率
	幅員等	復旧費	
農地	—	1箇所の記事が 40万円以上	50%
農道等	幅員：1.2m以上		65%
林道	幅員：1.8m以上 林道延長：500m以上		

## 4 単独事業の概要

単独事業：補助対象の要件を満たさない復旧工事

種別	起債充当率	交付税措置率
農地	—	—
農道等	65%	47.5～85.5%
林道		